

伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の生活を支援するため、訪問による入浴サービス（以下「訪問入浴サービス」という。）を提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって日常生活の支援、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊万里市とする。ただし、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有し、この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の障害者等（以下「対象者」という。）とする。

(他のサービスとの調整)

第4条 本事業に相当するその他の法令に基づく給付を受けることができるときは、その給付を優先するものとする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、対象者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。

(利用の制限)

第6条 事業の利用の回数は、1週間のうち3回以内とする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請)

第7条 事業を利用しようとする者又はその者を現に介護している家族（以下「申請者」という。）は、伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用決定)

第8条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、当該障害者等の心

身の状況、その他の必要な事項を速やかに調査し、利用の可否を決定するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により利用が適当と認めるときは、申請者に対し、伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の規定により利用が適当でないと認めるときは、申請者に対し、伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業利用却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による有効期間は、決定した日からその日以降最初に到来する3月31日までとする。

（利用の変更及び廃止）

第9条 前条第2項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、次に掲げる事項に該当するときは、遅滞なく、福祉事務所長に伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業利用変更（廃止）申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 住所等を変更したとき。
- (2) 利用形態等を変更したいとき。
- (3) 利用する必要がなくなったとき。
- (4) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、決定の内容に変更が生じたとき。

- 2 前条の規定は、前項の申請について、準用する。

（利用申込方法）

第10条 利用者は、この事業を利用しようとするときは、事前に第8条第2項の規定による決定通知書を福祉事務所長又は福祉事務所長から事業の委託を受けた者に提示し申し込むものとする。

（利用の取消）

第11条 福祉事務所長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、利

用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 利用に関し、福祉事務所長の指示に従わないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が適当でないと認めたとき

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、申請者に対し、伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業利用取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業に要する費用）

第12条 この事業の実施に要する費用は、1回のサービス提供につき12,500円とする。

（利用者負担額）

第13条 この事業を利用する者は、前条に規定した額の100分の10に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を福祉事務所長又は福祉事務所長から事業の委託を受けた者に支払うものとする。

2 この事業で日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができるものとする。

（利用料の減免）

第14条 福祉事務所長は、利用者及びその属する世帯（ただし、当該利用者が18歳以上の場合は、利用者のみとする。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する利用者負担額の一部又は全部を当該各号に定めるところにより減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき 免除
- (2) 当該年度の市町村民税が非課税のとき 免除
- (3) その他市長が特に認めたとき 減額又は免除

2 前項第2号に規定する市町村民税の額については、4月から6月までの間は前

年度分とする。

(委託料)

第15条 第2条ただし書の規定により、事業の一部又は全部を社会福祉法人等に委託した場合における受託者に支払う費用は、第12条に規定した額から第13条第1項に規定する利用者負担額を差し引いた額とする。

(遵守事項)

第16条 この事業を利用しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 病気その他の理由によりサービスを利用しないときは、利用日の前日までにその旨を届出なければならないこと。
- (2) 係員の指示に従うこと。

(台帳の整備)

第17条 福祉事務所長は、登録状況等を明確にするため、伊万里市障害者等訪問入浴サービス事業台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成18年告示第111号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月26日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。